

かに下回つています。只地元増反者は既存農家との関連からして比較的安定感があるようである。しかる処打り出すべき振興策はわが国土面積の6割5分を占める山林の開発と海岸線が長いために畑地の大部分が厚層の火山灰土、砂土などの不良土壌が多く、農作物の生産性がきわめて低い。これ等の不良土壌は総畑地面積264万町歩の53%に達している。又畑地の半分近くが傾斜地であり、豪雨のたびに肥えた土が流されて地力の低下をきたしている。更に悪いことには十数回に亘る台風の災害を直接に作物が害を受けて痛めつけられている。極めて不利な条件を併せ持っている。従つて之等の地帯に対して大規模な引水工事或は客土工事を進めるとしても、その資金効果は極めて低いものと判断される。資金効果の見地からすればむしろ大規

模の防風林の育成に方向づけ、短伐期の育成工業原料林経営に前進し、日本が現在輸入している羊毛と綿花の金額総計7億ドル即ち2,520億円を国産繊維の使用でこの外貨節約をなし得るのみならず、日本化繊は年間3億弗(千八十億円)の外貨を稼ぐ日本産業の首位であることに思いをいたし、防災営農の一環として生産性の低い農耕地には繊維作物として防風林を兼ねた近代的繊維植物である松、杉の育成造林は斯く不利な農業経営の場合より経済価値はやや高くなり、農耕地の保全と農作物の保護とを勘案する時は土地利用率がずつと高くなる訳である。したがつて農地として生産性の低い土地は将来逐次工業用林にかえてゆく方が有利になると思う。

64. 対馬における林業の推移

長崎県林務課 竹 野 忠 生

ま え が き

本県の林政史については一応その取纏めを終えたが、本県の林業の中で最も特色があるのは対馬である。目下林業による対馬の振興が県の重要施策として打出されているが、対馬の林業の推移について史実に基き述べ、これに若干の考察を加えた。以下各年代を通じてその概略について述べる。

藩 政 時 代

藩政の頃の対馬の山林は、国土の防備と領土保安の目的から民間の伐採を禁じた藩直営の山林と、所謂木庭村山等に分れ、木庭には貢租が課されそこで食糧の生産が行われた。この外食糧の絶対的な不足を補うために栗樹に保護が加えられ、更に作物等保護のために猪鹿の狩猟が数回に亘つて行われた。また用材の島外移出は制限が加えられ、移出については御免銀という一種の税金が課せられた。

明治年間一大正初期

明治4年の廢藩置県のあと官民有土地区分により、藩直営の山林は国有林となり、他は民有林(うち9割は私有林)となつた。また公領木庭は農民のものとなつたのであるが、食糧不足のため依然として昔ながらの木庭作が行われた。日清戦争のあと一部の地方で木材の価値が認められ用材として大陸向けに移出された

が、これはごく一部の交通至便な地方にだけ限られ、奥地にある松は放置され、むしろ木庭作地にとつては邪魔物扱いにされた。またこの間県において造林事業の奨励が行われはしたが、植林事業は何等大きな進展をみなかつた。

大正中期一昭和戦前

前期に続き朝鮮大陸との交易が盛んになると、対馬に商業資本が進出し、薪炭、木材の生産(主として木炭の生産)が盛んとなり、これらの林産物が朝鮮大陸向けに移出され、一方朝鮮大陸からは食糧が移入された。かくして従来絶対的に不足していた食糧、衣類等の交流が自由に行われるようになると、島民の山林に対する従来の考え方は変り、山林は専ら薪炭生産の場として考えられ、山林における木庭作は逐次衰退し、これに代つて木庭作跡地に対するスギ、ヒノキの造林が行われた。然しながらこれらの植林事業は比較的に近い山林だけに限られ、奥地は依然として放置された。この結果民有林は荒廃し薪炭材の供給にすら欠乏するに至つた。この時(昭和6年)県により対馬民有林奨励8ヶ年計画が樹立され3,000町の造林が計画されたが、実績は僅か2,000町にも達しなかつた。次に時局匡救事業として林道の開設、木炭倉庫の建設、製炭業の改良等が行われはしたが、結局終戦に至る迄専ら薪炭の生産に重点がおかれた。またこの間大正14年には対馬木炭同業組合が設立され、同組合による木炭

の民営検査が行われた。更に同組合により昭和5年に釜山、大阪、福岡等に木炭販売斡旋所が設けられる等して、木炭の取扱量は年間100万俵を上廻つた。

戦 後 一 現 在

戦後は大陸朝鮮との繋りも断たれ、また朝鮮人等製炭夫の帰国によつて木炭の生産は減少し、この上対馬にとつて貴重な市場を失つたので、対馬における林産物は本土向けにと変つた。更に本土における戦後の木材資源の不足は、勢い未開発の状態におかれていた対馬のマツ資源の開発に目を向けさせた。また昭和26年の奥地林開発斡旋林道の開設を機に各地に林道の開設が進み(開設密度は昭和26年末森林1町につき1.7m、30年末は3.0m)、未開発林の開発が促進された。この結果木材の商品価値が高まり、また大商社によるパルプ材及び坑木の生産が行われ、木材ブームの現象が生じた。これに加えマツノタマバエ等の害虫による被害が続出したためパルプ、坑木の生産に拍車がかけられ、木庭作跡地に自生した天然マツの純林は逐次減少の一途を辿つた。既に目下見るべき資源はない。

然しながら反面、林道開設による木材商品価値の向上と、大商社による木材の集中生産は、島民をして山林に対する考え方を百八十度も転換させた。即ち戦後10年にして漸く育林投資が始まつた。目下県においては県営苗圃を設置し苗木供給の円滑を図る偏ら、拡大造林事業を推進し、また、椎茸、木炭の生産改良を行つている。また地方においても苗圃の設置、椎茸乾燥施設の設置、製炭改良等を重点的に取上げ実施中であ

る。近年造林面積は年間1,000町を超えるに至つているが、未だ全面積の1割にも達せず、今後の拡大造林事業実行上になお多くの問題点が残されている。

む す び

対馬における林業の推移を大きくわけると、

- (1) 山林小庭作が主として行われた(藩政より大正初期)
- (2) 木庭作が衰退し、主として木炭の生産が行われた(大正中期から戦前)
- (3) 木庭作跡地のマツ材の生産が行われた(戦後10年)
- (4) 育林投資が目ばえた(現在)

とほぼ四つの時代にかけて考えることができる。

旧態依然としていた林業から覚め現在拡大造林事業が推進されてはいるが、直接育林投資に繋る農家の山林労働による現金収入の途は木材(マツ)資源の減少により閉ざれつつある。また対馬の農家は林業と密接に結びついており、林業の兼業に占める割合は大きい。従つて当面の問題点として先ず考えなければならぬことは、

- (1) 育林事業を通じて如何にすれば地元民の雇傭機会を増大させることができるか。
 - (2) 薪炭林を如何に活用すべきか。
 - (3) 農業所得を如何にして増大させるか、また所得の増加分を山林に如何にして投資させるか。
- この三点であると云えよう。

65. 森林組合の財務分析

一出資金の適正額について

九大農学部 安 永 朝 海

森林組合は、営利的な企業経営体と異り、組合員の経済的利益をはかることが、その経営目的であつて、収益をあげることで森林組合の目的が達せられるわけではないが、森林組合が協同組合として機能するためには、組合自体が企業経営体として自立することが要求されるのは当然である。従来の森林組合では、この点が軽視された感があり、したがつて組合運営を財務面より計数的に把握する財務分析やこれを基にした経営管理を行うには、ほど遠い現状である。

財務分析は簿記、会計面から、貸借対照表による静態分析、損益計算表による動態分析を含むところの、

財務関係諸表による計数的分析を意味するが、ここでは森林組合活動の大きな障害となつている自己資本不足と関連して、出資額はどれだけあれば適正といえるかについて考察を試みた。

全国組合の払込済出資金総額は、昭和27年9月末の改組直後430百万円であつたものが、5年後の32年度末では1,628百万円と3.78倍に増加しているが、農協に比しても長期的な資金を必要とする森林組合としては非常に少い。1組合当り35万円にすぎない。自己資本の不足は、一方では他人資本への依存を高めることになり、負債比率は260%にも達している。